

豊橋市自治会公園管理委託業務要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域主体の公園管理を推進するため、自治会に公園での除草、清掃等の維持管理を委託する制度（以下「自治会公園管理委託業務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(受託者)

第2条 受託者は、町自治会又は校区自治会とする。

(対象公園)

第3条 対象公園は、公園緑地課が所管する街区公園、遊園等（ちびっこ広場やふれあい広場で10年未満のものを除く）を対象とする。

(委託内容)

第4条 豊橋市が自治会に委託する内容は、次のとおりとする。

(1) 基本業務

(ア) 落葉清掃 年4回

(イ) 除草 年3回

(ウ) 施設等の点検 月1回

(2) 選択業務

(ア) トイレ清掃 週1回

(委託期間)

第5条 委託期間は、原則4月1日から翌年2月末日までとする。

(委託料)

第6条 委託料は、委託内容に応じて、予算の範囲内で定めるものとする。

(委託契約)

第7条 市長は、自治会公園管理委託業務を希望する旨の申出を自治会から受け適当と認めた場合は、予算の範囲内で自治会と委託契約を締結するものとする。

2 前項の委託契約は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、自治会公園管理委託業務実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月2日から施行する。